

議案第26号

磐田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月14日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市手数料条例の一部を改正する条例

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項から建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく建築物の特定工程の通知の項までを次のように改める。

<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知</p>	<p>建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは11,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは18,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは27,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは38,000円、500平方メートルを超えるときは68,000円とする。</p> <p>ただし、計画変更、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えの場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1につい</p>	<p>1申請又は1通知につき1件とする。なお、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）が含まれる場合は、適用される建築物1棟ごとに、左欄に掲げる金額に加えて、次の額の手数料を加算し、納付するものとする。</p> <p>一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部及び次の次の部において同じ。）のと</p>
---	--	---

		て算定した額とする。	きは13,000円 (計画変更のときは6,000円) 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(人の居住の用に供する部分(共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの(以下この部及び次の次の部において「共用部分」という。))を除く。))をいう。以下この部及び次の次の部において同じ。)であって、申請又は通知に係る戸数が1戸のときは13,000円(計画変更のときは6,000円)、2戸以上5戸以下のときは24,000円(計画変更のときは12,000円)、6戸以上のときは34,000円(計画変更のときは17,000円)
建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する	小荷物専用昇降機	9,000円。ただし、計画変更の場合にあっては、6,000円とする。	1建築設備につき1件とする。
	その他の建築設備	20,000円。ただし、計画変更の場合にあっては、10,000円とする。	

<p>確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知</p>		<p>0円とする。</p>	
<p>建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の築造に関する確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の築造に関する計画の通知</p>		<p>17,000円。ただし、計画変更の場合にあっては、9,000円とする。</p>	<p>1工作物につき1件とする。</p>
<p>建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了の通知</p>	<p>建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項の検査を受けた建築物</p>	<p>建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは14,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは18,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは22,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは31,000円、500平方メ</p>	<p>1申請又は1通知につき1件とする。なお、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しを提出する場合を除く。）1</p>

		<p>一トルを超えるときは52,000円とする。ただし、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えの場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。</p>	<p>棟ごとに、左欄に掲げる金額に加えて、次の額の手数料を加算し、納付するものとする。</p> <p>一戸建ての住宅のときは3,000円</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分であって、申請又は通知に係る戸数が1戸のときは3,000円、2戸以上5戸以下のときは4,000円、6戸以上のときは10,000円</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）であって、床面積の合計が100平方メートル以下のときは2,000円、100平方メートルを超えるときは3,000円</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分又は</p>
--	--	--	--

			<p>その他の建築物であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用状況がこれらに類するものをいう。以下この部において同じ。）の用途に供する部分を除く部分の床面積の合計が100平方メートル以下のときは2,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは3,000円、200平方メートルを超えるときは5,000円</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅又はその他の建築物であって、工場等の用途に供する部分のときは1,000円</p>
	<p>その他の建築物</p>	<p>建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは15,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは24,000円、200平方メートルを超え500平方メ</p>	

		<p>一トル以下のときは 33,000円、500平方メートルを超えるときは55,000円とする。ただし、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えの場合にあつては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。</p>	
<p>建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく建築設備の完了の通知</p>	<p>小荷物専用昇降機</p>	<p>18,000円</p>	<p>1建築設備につき1件とする。</p>
	<p>その他の建築設備</p>	<p>30,000円</p>	
<p>建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工作</p>		<p>22,000円</p>	<p>1工作物につき1件とする。</p>

物の完了の通知		
建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物の特定工程の通知	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは14,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは16,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは22,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは30,000円、500平方メートルを超えるときは50,000円とする。	1申請又は1通知につき1件とする。
建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請	120,000円	1申請又は1通知につき1件とする。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等に係る認定の申請の項から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の軽微変更該当証明書の交付申請の項までを次のように改める。

<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条</p>	<p>住宅を新築する場合</p>	<p>一戸建ての住宅（人の居住の用途に供する部分がないものに限る。以下この部及び次の部において同じ。）</p>	<p>住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する評価書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）又は確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）を</p>	<p>15,000円</p>	<p>1申請につき1件とする。なお、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、手数料を納付するものとする。</p>
---	------------------	---	---	----------------	--

第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等に 係る認定			添付する場合			
			住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	51,000円		
			一戸建ての住宅以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの	15,000円
					一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	26,000円
					一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	41,000円
				住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	51,000円
					一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	115,000円
					一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの	183,000円
			住宅を新築する場合	一戸建ての住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付す	22,000円

の 申 請	合 以 外 の 場 合		る場合						
			住宅性能 評価書又 は確認書 を添付し ない場合	75,000円					
			一戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	住宅性能 評価書又 は確認書 を添付す る場合		一棟当たりの申請戸数 が1戸のもの	22,000円		
						一棟当たりの申請戸数 が2戸以上5戸以下の もの	37,000円		
						一棟当たりの申請戸数 が6戸以上のもの	60,000円		
			住宅性能 評価書又 は確認書 を添付し ない場合	住宅性能 評価書又 は確認書 を添付し ない場合		一棟当たりの申請戸数 が1戸のもの	75,000円		
						一棟当たりの申請戸数 が2戸以上5戸以下の もの	172,000円		
						一棟当たりの申請戸数 が6戸以上のもの	273,000円		
			長 期 優 良 住 宅 の 普	住 宅 を 新 築 す る 場 合		一戸 建 て の 住 宅	住宅性能 評価書又 は確認書 を添付す る場合	12,000円	1申請につき1件とする。
							住宅性能 評価書又 は確認書	30,000円	

及 の 促 進 に 関 す る 法 律 第 8 条 の 規 定 に 基 づ く 長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 等 変 更			を添付し ない場合		
			一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	住宅性能 評価書又 は確認書 を添付す る場合	一棟当たりの申請戸数 が1戸のもの 12,000円
					一棟当たりの申請戸数 が2戸以上5戸以下の もの 20,000円
					一棟当たりの申請戸数 が6戸以上のもの 33,000円
				住宅性能 評価書又 は確認書 を添付し ない場合	一棟当たりの申請戸数 が1戸のもの 30,000円
					一棟当たりの申請戸数 が2戸以上5戸以下の もの 65,000円
					一棟当たりの申請戸数 が6戸以上のもの 104,000円
			住宅 を新 築す る場 合以 外の 場合	一 戸 建 て の 住 宅	住宅性能 評価書又 は確認書 を添付す る場合 17,000円
					住宅性能 評価書又 は確認書 を添付し ない場合 44,000円
			一 戸 建 て	住宅性能 評価書又	一棟当たりの申請戸数 が1戸のもの

に係る認定の申請	の住宅以外の住宅	は確認書を添付する場合	17,000円		
			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの		29,000円
			一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの		48,000円
		住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの		44,000円
			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの		97,000円
			一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの		155,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律	一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部から次の部までにおいて同じ。）	適合証明（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。	5,000円	1申請につき1件とする。なお、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、手数料を納付するものとする。	

(平成24年法律第84号)第53条第1項			以下この部において同じ。)を添付する場合	
			適合証明を添付しない場合	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの(以下この部から次の次の部までにおいて単に「市長が定める基準」という。)による審査にあっては18,000円、その他の基準による審査にあっては37,000円
の規定に基づく低炭素建築物新	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分(人の居住の用に供する部分(共用廊下、共用階そ	適合証明を添付する場合	申請に係る戸数(以下この部及び次の部において「申請戸数」という。)が1戸のもの 5,000円
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 10,000円
				申請戸数が6戸以上のもの 17,000円
			適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあっては1

<p>築等計画に係る認定の申請</p>	<p>の他の市長が共用部分と認めるもの（以下この部から次の次の部までにおいて「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この部から次の部</p>	<p>8,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円</p>	
		<p>申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円</p>	
		<p>申請戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円</p>	

	で お い て 同 じ。)			
	共 用 部 分	適 合 証 明 を 添 付 す る 場 合	10,000円	
		適 合 証 明 を 添 付 し な い 場 合	118,000円	
	住 戸 部 分 及 び 共 用 部 分 以 外 の 部 分	適 合 証 明 を 添 付 す る 場 合	10,000円	
		適 合 証 明 を 添 付 し な い 場 合	市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円	
	そ の 他 の 建 築 物	適 合 証 明 を 添 付 す る 場 合	10,000円	
		適 合 証 明 を 添 付 し な い 場 合	市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円	
都 市 の 低 炭	一 戸 建 て の 住 宅	適 合 証 明 (市長が定める機関が交付した都市	3,000円	1申請につき1件とする。なお、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第5

素 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 第 5 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 低			の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合		4条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、手数料を納付するものとする。
			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	
炭 素 建 築 物 新 築 等	一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	住 戸 部 分	適合証明を添付する場合	申請戸数が1戸のもの 3,000円	
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 6,000円	
				申請戸数が6戸以上のもの 10,000円	

計 画 変 更 に 係 る 認 定 の 申 請		適合証明 を添付し ない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては38,000円
			申請戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては27,000円、その他の基準による審査にあつては55,000円
	共 用 部 分	適合証明 を添付す る場合	6,000円
			適合証明 を添付し ない場合
	住 戸 部 分 及 び 共 用 部 分 以 外 の 部 分	適合証明 を添付す る場合	6,000円
		適合証明 を添付し ない場合	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円

			円	
	その他の建築物	適合証明を添付する場合	6,000円	
		適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円	
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成2	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部に	1,000円	1申請につき1件とする。

4 年 国 土 交 通 省 令 第 8 号			において同 じ。)を 添付する 場合	
			適合証明 を添付し ない場合	市長が定める基準に よる審査にあつては 4,000円、その 他の基準による審査 にあつては9,00 0円
6 号 第 4 条 の 2 の 規 定 に 基 づ く 軽 微 な 変 更 に 該 当	一戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	住戸 部 分	適合証明 を添付す る場合	証明に係る戸数（以下 この部において「証明 戸数」という。）が1 戸のもの 1,000円
				証明戸数が2戸以上5 戸以下のもの 3,000円
				証明戸数が6戸以上の もの 5,000円
			適合証明 を添付し ない場合	証明戸数が1戸のもの 市長が定める基準によ る審査にあつては4, 000円、その他の基 準による審査にあつて は9,000円
				証明戸数が2戸以上5 戸以下のもの 市長が定める基準によ る審査にあつては9, 000円、その他の基 準による審査にあつて は19,000円

していることを証する書面の交付			証明戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては13,000円、その他の基準による審査にあつては27,000円		
	共用部分	適合証明を添付する場合	3,000円		
		適合証明を添付しない場合	30,000円		
	住戸部分及び共用部分以外の部分	適合証明を添付する場合	3,000円		
		適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては24,000円、その他の基準による審査にあつては62,000円		
	その他の建築物	適合証明を添付する場合	3,000円		
適合証明を添付しない場合		市長が定める基準による審査にあつては24,000円、その他の基準による審査にあつては62,000円			
建築物のエネルギー	一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記	5,000円	1申請又は1通知につき1件とする。	

エネルギー消費性能の向上等に関する法律第111条第1項の規定に基づく建築	を有しないものに限る。以下この部から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更に関する法律第111条第1項の規定に		載された他の建築物の場合	
	の部から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更に関する法律第111条第1項の規定に		その他の場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち、市長が別に定めるもの（以下この部、次の部及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る規定に基づく軽微な変更に関する法律第111条第1項の規定に
基づく建築	一戸建て住宅以外の	住戸部分（人の居住の	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記	判定に係る戸数（以下この部及び次の部において「判定戸数」という。）が1戸のもの 5,000円

物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 の 申 請 又 は 同 法 第 1 2 条 第 2 項 に 基 づ く 適	住 宅	用 に 供 す る 部 分 （ 共 用 廊 下 、 共 用 階 そ の 他 の 市 長 共 用 部 分 と 認 め る も の （ 以 下 の 部 か ら 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 の 上 に 関 す る 法 施 行	載された 他の建築 物の場合	判定戸数が2戸以上5 戸以下のもの 10,000円	
				判定戸数が6戸以上の もの 17,000円	
			その他の 場合	判定戸数が1戸のもの 市長が定める基準によ る判定にあつては1 8,000円、その他 の基準による判定にあ つては37,000円	
				判定戸数が2戸以上5 戸以下のもの 市長が定める基準によ る判定にあつては3 5,000円、その他 の基準による判定にあ つては75,000円	
				判定戸数が6戸以上の もの 市長が定める基準によ る判定にあつては5 1,000円、その他 の基準による判定にあ つては106,000 円	

<p>合性判定の通知</p>		<p>第8の築エネルギー消費向上画係規にづ軽な更該しいことをす書の付部でおて共部 則2条建物ネギ消性向計にる定基く微変に当てると証る面交のまにい「用分</p>			
----------------	--	--	--	--	--

	<p> とうい う。を) を 除 く 。) を い う。下 以 の こ か 部 建 ら 物 築 エ の ル ネ ー ギ 費 消 能 性 向 の 等 上 関 に 係 す る 法 律 施 行 規 則 第 2 8 条 の 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 </p>			
--	---	--	--	--

	<p>画係規にづ軽な更該しいこをす書の付部でおてじ。)</p>			
	<p>共用部分（建築物エネルギー消費性能基準を定</p>	<p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号</p>	<p>10,000円</p>	

	<p>める 省令 (以 下こ の部 から 建築 物の エネル ギー 消費 性能 の 向上 等に 関す る法 律施 行規 則第 28 条の 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 向上 計画 に係 る規 定に 基</p>	<p>若しくは 第13条 第3項第 2号の規 定を適用 する建築 物であっ て、判定 に係る部 分が共用 部分のみ のもの の場合</p> <p>その他の 場合(基 準省令第 4条第3 項第1号 又は第1 3条第3 項第1号 の規定を 適用する 建築物に 係るもの に限る。)</p>	<p>118,000円</p>	
--	---	---	-----------------	--

		<p>く 軽 微 な 変 更 に 該 に 当 て し て い る こ と を 証 す る 書 面 の 交 付 の 部 ま で に お て 基 「 準 省 令 」 と い う 。 第 4 条 第 3 項 第 1 号 若 し く は 第 3 条 第 3 項 第 1 号 の 規</p>		
--	--	--	--	--

	<p>定 用 適 用 す する 建 築 物 又 は 基 準 省 令 第 4 条 第 3 項 第 2 号 若 し く は 第 1 条 第 3 項 第 2 号 規 の 定 適 用 す する 建 築 物 建 物 以 て っ 判 定 に 係 る 部 分 共 用 部 の 分</p>			
--	--	--	--	--

	のものに係るものに限る。)			
	住戸 部分 及び 共用 部分 以外 の部 分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	10,000円	
	その 他の 場合	工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以	市長が定める基準による判定にあつては94,000円、その他の基準による判定にあつては246,000円	

				下この部から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更	
--	--	--	--	--	--

			に該 当し てい るこ とを 証す る書 面の 交付 の部 まで にお いて 同じ 。)の 用途 に供 する 部分 を除 いた 部分	
			工場 等の 用途 に供 する 部分	20,000円
	その他の建築物	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記		10,000円

			載された 他の建築 物の場合	
		その 他の 場合	工場 等の 用途 に供 する 部分 を除 いた 部分	市長が定める基準によ る判定にあつては9 4,000円、その他 の基準による判定にあ つては246,000 円
			工場 等 の 用途 に 供 す る 部 分	20,000円
建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向	一戸建ての 住宅		認定建築 物エネルギー消費 性能向上 計画に記載された 他の建築物の場合	3,000円
			その他の 場合	市長が定める基準によ る判定にあつては9, 000円、その他の基 準による判定にあつて は19,000円
	一戸 建て	住戸 部分	認定建築 物エネルギー	判定戸数が1戸のもの 3,000円

上 等 に 関 す る 法 律 第 1 1 条 第 2 項 に 基 づ く 計 画 変 更 に 関 わ る 建 築 物 エ ネ ル ギ	の住 宅以 外の 住宅		ギー消費 性能向上 計画に記 載された 他の建築 物の場合	判定戸数が2戸以上5 戸以下のもの 6,000円	
			他の建築 物の場合	判定戸数が6戸以上の もの 10,000円	
			その他の 場合	判定戸数が1戸のもの 市長が定める基準によ る判定にあっては9, 000円、その他の基 準による判定にあつて は19,000円	
				判定戸数が2戸以上5 戸以下のもの 市長が定める基準によ る判定にあっては1 8,000円、その他 の基準による判定にあ つては38,000円	
				判定戸数が6戸以上の もの 市長が定める基準によ る判定にあっては2 7,000円、その他 の基準による判定にあ つては55,000円	
	共 用 部 分 (基 準 省 令 第 4 条 第 3 項 第	認定建築 物エネル ギー消費 性能向上 計画に記 載された 他の建築 物又は基	6,000円		

一 消 費 性 能 適 合 性 判 定 の 申 請 又 は 第 1 2 条 第 3 項 に 基 づ く 計 画 変 更 に 関 わ る	1 号 若 く は 第 3 条 第 3 項 第 1 号 の 規 定 を 適 用 す る 建 築 物 は 基 準 省 令 第 4 条 第 3 項 第 2 号 若 く は 第 3 条 第 3 項 第 2 号 の 規 定 を 適 用 す る 建 築 物 で	準省令第 4条第3 項第2号 若しくは 第13条 第3項第 2号の規 定を適用 する建築 物であっ て、判定 に係る部 分が共用 部分のみ のもの の場合	
	1 号 若 く は 第 3 条 第 3 項 第 1 号 の 規 定 を 適 用 す る 建 築 物 は 基 準 省 令 第 4 条 第 3 項 第 2 号 若 く は 第 3 条 第 3 項 第 2 号 の 規 定 を 適 用 す る 建 築 物 で	その他の 場合（基 準省令第 4条第3 項第1号 又は第1 3条第3 項第1号 の規定を 適用する 建築物の 場合に限 る。）	60,000円

適合性判定の通知		あつて、判定係部が用分みもの係に限る。)		
	住戸部分及び共用部分以外の部分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合		6,000円
		その他の場合	工場等の用途に供する部分を除いた部分	市長が定める基準による判定にあつては48,000円、その他の基準による判定にあつては124,000円
			工場	11,000円

			等の用途に供する部分		
	その他の建築物	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合		6,000円	
			その他の場合	市長が定める基準による判定にあつては48,000円、その他の基準による判定にあつては124,000円	
			工場等の用途に供する部分	11,000円	
建築物のエネルギー	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー		5,000円	1申請につき1件とする。ただし、次に該当するものは、当該規定により手数料を納付するものとする。 1 建築物のエネルギー

ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 第 2 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物		ルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合		一消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、納付するものとする。
		適合証明を添付しない場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部、次の部及び次の次の部において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円	2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の左欄に掲げる金額を合算した金額とし、納付するものとする。
一戸建て	住戸部分	適合証明を添付す	申請に係る戸数（以下この部及び次の部にお	

エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 に 係 る 認 定 の 申 請	の 住 宅 以 外 の 住 宅	る 場 合	いて「申請戸数」とい う。)が1戸のもの 5,000円
			申請戸数が2戸以上5 戸以下のもの 10,000円
			申請戸数が6戸以上の もの 17,000円
		適 合 証 明 を 添 付 し な い 場 合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準によ る審査にあつては1 8,000円、その他 の基準による審査にあ つては37,000円
			申請戸数が2戸以上5 戸以下のもの 市長が定める基準によ る審査にあつては3 5,000円、その他 の基準による審査にあ つては75,000円
			申請戸数が6戸以上の もの 市長が定める基準によ る審査にあつては5 1,000円、その他 の基準による審査にあ つては106,000 円
	共 用 部 分 (基 準 省	適 合 証 明 を 添 付 す る 場 合	10,000円
		適 合 証 明	118,000円

	令 第 4 条 第 3 項 第 1 号 又 は 第 1 条 第 3 項 第 1 号 の 規 定 を 適 用 す 建 築 物 係 る も の に 限 る 。)	を添付しない場合	
	住 戸 部 分 及 び 共 用 部 分 以 外 の 部 分	適合証明を添付する場合	10,000円
		適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円
その他の建築物	適合証明を添付する場合	10,000円	

		適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合	3,000円	1 申請につき1件とする。ただし、次に該当するものは、当該規定により手数料を納付するものとする。 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の手料を左欄の金額に加算し、納付するものとする。 2 変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の認定を受けた建築物エ
		適合証明	市長が定める基準によ	

1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 変 更 に 係 る 認 定 の 申			を添付し ない場合	る審査にあつては9, 000円、その他の基 準による審査にあつて は19,000円	ネルギー消費性能向 上計画（以下この部 において「計画」と いう。）に係る建築 物に関し同条第3項 各号に掲げる事項を 新たに記載する場合 又は削除する場合を 除く。）に係る建築 物が2以上ある場合 における手数料の額 は、申請に係るそれ ぞれの建築物の左欄 に掲げる金額を合算 した額とし、納付す るものとする。 3 計画に建築物のエ ネルギー消費性能の 向上等に関する法律 第29条第3項各号 に掲げる事項を新た に記載する場合にお ける手数料の額は、 同条第1項の規定に 基づく認定の申請と みなして前の部の規 定を適用して算定す る。
	一戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	住戸 部 分	適合証明 を添付す る場合	申請戸数が1戸のもの 3,000円	
				申請戸数が2戸以上5 戸以下のもの 6,000円	
				申請戸数が6戸以上の もの 10,000円	
			適合証明 を添付し ない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準によ る審査にあつては9, 000円、その他の基 準による審査にあつて は19,000円	
				申請戸数が2戸以上5 戸以下のもの 市長が定める基準によ る審査にあつては1 8,000円、その他 の基準による審査にあ つては38,000円	
				申請戸数が6戸以上の もの 市長が定める基準によ る審査にあつては2 7,000円、その他 の基準による審査にあ つては55,000円	
	共 用 部 分	適合証明 を添付す	6,000円		

請	(基 準 省 令 第 4 条 第 3 項 第 1 号 又 は 第 1 3 条 第 3 項 第 1 号 の 規 定 を 適 用 す る 建 築 物 に 係 る も の に 限 る 。)	る 場 合	
		適 合 証 明 を 添 付 し ない 場 合	6 0 , 0 0 0 円
	住 戸 部 分 及 び 共 用 部 分 以 外 の 部 分	適 合 証 明 を 添 付 す る 場 合	6 , 0 0 0 円
		適 合 証 明 を 添 付 し ない 場 合	市 長 が 定 め る 基 準 に よ る 審 査 に あ っ て は 4 8 , 0 0 0 円、その 他 の 基 準 に よ る 審 査 に あ っ て は 1 2 4 , 0 0 0 円
そ の 他 の 建 築	適 合 証 明	6 , 0 0 0 円	

	物		を添付する場合		
			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円	
建築物のエネルギー消費性能	一戸建ての住宅		認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	1,000円	1申請につき1件とする。
			その他の場合	市長が定める基準による判定にあつては4,000円、その他の基準による判定にあつては9,000円	
の向上等に関する法律施行規	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	判定に係る戸数（以下この部において「判定戸数」という。）が1戸のもの	1,000円
				判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円
				判定戸数が6戸以上のもの	5,000円
			その他の場合	判定戸数が1戸のもの 市長が定める基準によ	

則 第 1 3 条 の 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 確 保 計 画 に 係 る 規 定 に 基 づ く 軽 微 な			る判定にあつては4, 000円、その他の基 準による判定にあつて は9,000円
			判定戸数が2戸以上5 戸以下のもの 市長が定める基準によ る判定にあつては9, 000円、その他の基 準による判定にあつて は19,000円
			判定戸数が6戸以上の もの 市長が定める基準によ る判定にあつては1 3,000円、その他 の基準による判定にあ つては27,000円
	共 用 部 分 (基 準 省 令 第 4 条 第 3 項 第 1 号 若 し は 第 1 3 条 第 3 項 第 1 号	認 定 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 に 記 載 さ れ た 他 の 建 築 物 又 は 基 準 省 令 第 4 条 第 3 項 第 2 号 若 し は 第 1 3 条 第 3 項 第 2 号 の 規 定 を 適 用	3,000円

変更 に 該 当 し て い る こ と を 証 す る 書 面 の 交 付	の規 定を 適 用 す る 建 築 物 又 は 同 省 令	する建築 物であっ て、判定 に係る部 分が共用 部分のみ のもの の場合	
	第4 条第 3項 第2 号若 しくは 第3 条第 3項 第2 号の 規定 を適 用す る建 築物 であ つて 、判 定係 る部 分が 共用 部の	その他の 場合（基 準省令第 4条第3 項第1号 又は第1 3条第3 項第1号 の規定を 適用する 建築物に 係るもの に限る。 ）	30,000円

	みのものに係るものに限る。)			
	住戸部分及び共用部分以外の部分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合		3,000円
		その他の場合	工場等用途に供する部分を除いた部分	市長が定める基準による判定にあつては24,000円、その他の基準による判定にあつては62,000円
			工場等用途に供する部分	5,000円
	その他の建築物	認定建築物エネルギー消費性能向上		3,000円

		計画に記載された他の建築物の場合		
		その他の場合	工場等の用途に供する部分を除いた部分	市長が定める基準による判定にあつては24,000円、その他の基準による判定にあつては62,000円
			工場等の用途に供する部分	5,000円
建築物のエネルギー消費性能の向	一戸建ての住宅	適合証明 (市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号(同法第31条第2		1,000円
				1申請につき1件とする。

上 等 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 第 2 8 条 の 建 築			項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合	
			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては4,000円、その他の基準による審査にあつては9,000円
物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 に	一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	住 戸 部 分	適合証明を添付する場合	証明に係る戸数(以下この部において「証明戸数」という。)が1戸のもの 1,000円
				証明戸数が2戸以上5戸以下のもの 3,000円
				証明戸数が6戸以上のもの 5,000円
			適合証明を添付しない場合	証明戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては4,000円、その他の基

係 る 規 定 に 基 づ く 軽 微 な 変 更 に 該 当 し て い る こ と を 証 す る 書 面 の 交 付			準による審査にあつては9,000円	
			証明戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	
			証明戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては13,000円、その他の基準による審査にあつては27,000円	
	共 用 部 分 (基 準 省 令 第 4 条 第 3 項 第 1 号 又 は 第 1 条 第 3 項 第 1 号 の 規 定 を 適	適 合 証 明 を 添 付 す る 場 合	3,000円	
		適 合 証 明 を 添 付 し な い 場 合	30,000円	

	する建築物に係るものに限る。)			
	住戸部分及び共用部分以外の部分	適合証明を添付する場合	3,000円	
		適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては24,000円、その他の基準による審査にあつては62,000円	
	その他の建築物	適合証明を添付する場合	3,000円	
		適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては24,000円、その他の基準による審査にあつては62,000円	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

磐田市手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	金額 (1件につき)	算定区分	手数料を徴収する事項	金額 (1件につき)	算定区分
略			略		
建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは11,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは18,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは27,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは38,000円、500平方メートルを超えるときは68,000円とする。 ただし、計画変更又は移転 _____の場合に あつては、当該部分の床面積の2分	<u>1申請又は1通知につき1件とする。</u>	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは11,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは18,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは27,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは38,000円、500平方メートルを超えるときは68,000円とする。 ただし、計画変更、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えの場合にあつては、当該部分の床面積の2分	<u>1申請又は1通知につき1件とする。なお、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）が含まれる場合は、適用される建築物1棟ごとに、左欄に掲げる金額に加えて、次の額の手数料を加算し、納付するものとする。</u>

現行			改正案			
					<u>知に係る戸数が1戸のときは13,000円（計画変更のときは6,000円）、2戸以上5戸以下のときは24,000円（計画変更のときは12,000円）、6戸以上のときは34,000円（計画変更のときは17,000円）</u>	
(追加)			<u>建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通</u>	<u>小荷物専用昇降機</u>	<u>9,000円。ただし、計画変更の場合にあっては、6,000円とする。</u>	<u>1 建築設備につき1件とする。</u>
			<u>その他の建築設備</u>	<u>20,000円。ただし、計画変更の場合にあっては、10,000円とする。</u>		

現行			改正案			
建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の築造に関する確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の築造に関する計画の通知	17,000円。ただし、 <u>計画変更した場合</u> にあっては、9,000円とする。	<u>1申請又は1通知</u> につき1件とする。	知			
建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の築造に関する確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の築造に関する計画の通知	17,000円。ただし、 <u>計画変更の場合</u> にあっては、9,000円とする。	<u>1工作物</u> につき1件とする。	建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の築造に関する確認の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物の築造に関する計画の通知			
建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の完了の通知	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは15,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは24,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは33,000円、500平方メートルを超えるときは55,000円とする。	<u>1申請又は1通知</u> につき1件とする。なお、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合性判定通知書の交付を受けた場合は、交付を受けた建築物1棟ごとに、左欄に掲げる金額のほか、特定建築物の非住宅部分であつ	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了の通知	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項の検査を受けた建築物	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは14,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは18,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは22,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは31,000円、500平方メートルを超えるときは52,000円とする。	<u>1申請又は1通知</u> につき1件とする。なお、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号ハの検査報

現行		改正案	
	<p>ただし、移転の場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。</p>		<p>ただし、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えの場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。</p>
	<p>て、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用状況がこれらに類するものをいう。以下この部及び次の部において同じ。）の用途に供する部分を除く部分の床面積の合計が100平方メートル以下のときは2,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは3,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは5,000円、特定建築物の工場等の用途に供する部分であって、床面積の合計が500平方メートル以下のときは1,000円を加え</p>	<p>その他の建築物</p>	<p>建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは15,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは24,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは33,000円、500平方メートルを超えるときは55,000円とする。</p> <p>ただし、移転、大規模の修繕又は大</p>
			<p>告書又はその写しを提出する場合を除く。）1棟ごとに、左欄に掲げる金額に加えて、次の額の手数料を加算し、納付するものとする。</p> <p>一戸建ての住宅のときは3,000円</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分であって、申請又は通知に係る戸数が1戸のときは3,000円、2戸以上5戸以下のときは4,000円、6戸以上のときは10,000円</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省</p>

現行			改正案		
		<u>た額とする。</u>			<p><u>規模の模様替えの場合にあつては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。</u></p> <p><u>令第1号)第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。)であつて、床面積の合計が100平方メートル以下のときは2,000円、100平方メートルを超えるときは3,000円一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分又はその他の建築物であつて、工場等(工場、倉庫その他エネルギーの使用状況がこれらに類するものをいう。以下この部において同じ。)の用途に供する部分を除く部分の床面積の合計が100平方メー</u></p>

現行			改正案			
						<u>トル以下のときは</u> <u>2,000円、100平方</u> <u>メートルを超え</u> <u>200平方メートル</u> <u>以下のときは</u> <u>3,000円、200平方</u> <u>メートルを超える</u> <u>ときは5,000円</u> <u>一戸建ての住宅以</u> <u>外の住宅又はその</u> <u>他の建築物であつ</u> <u>て、工場等の用途</u> <u>に供する部分のと</u> <u>きは1,000円</u>
(追加)			<u>建築基準法第</u> <u>87条の4にお</u> <u>いて準用する</u> <u>同法第7条第</u> <u>1項の規定に</u> <u>基づく建築設</u> <u>備の完了検査</u> <u>の申請又は同</u> <u>法第87条の4</u> <u>において準用</u> <u>する同法第18</u> <u>条第20項の規</u> <u>定に基づく建</u>	<u>小荷物専用昇</u> <u>降機</u> <u>その他の建築</u> <u>設備</u>	<u>18,000円</u> <u>30,000円</u>	<u>1 建築設備につき</u> <u>1 件とする。</u>

現行			改正案		
建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第16項の規定に基づく工作物の完了の通知	22,000円	1申請又は1通知につき1件とする。	建築設備の完了の通知		
建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工作物の完了の通知	22,000円	1工作物につき1件とする。	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工作物の完了の通知	22,000円	1工作物につき1件とする。
<u>建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合の同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第19項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合の同条第16項の規定に基づく完了の通知</u>	<u>建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは14,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは18,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは22,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは31,000円、500平方メートルを超えるときは52,000円とする。</u>	<u>1申請又は1通知につき1件とする。なお、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合性判定通知書の交付を受けた場合は、交付を受けた建築物1棟ごとに、左欄に掲げる金額のほか、特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する</u>	(削除)		

現行			改正案		
	ただし、移転の場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。	<u>部分を除く部分の床面積の合計が100平方メートル以下のときは2,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは3,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは5,000円、特定建築物の工場等の用途に供する部分であって、床面積の合計が500平方メートル以下のときは1,000円を加えた額とする。</u>			
建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく建築物の特定工程の通知	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは14,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは16,000	1申請又は1通知につき1件とする。	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物の特定工程の通知	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは14,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは16,000	1申請又は1通知につき1件とする。

現行					改正案														
円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは22,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは30,000円、500平方メートルを超えるときは50,000円とする。					円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは22,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは30,000円、500平方メートルを超えるときは50,000円とする。														
(追加)					<u>建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請</u>														
建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請					120,000円					1申請又は1通知につき1件とする。									
建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請					27,000円					1申請につき1件とする。									
略					略														
長期優良住宅	住宅を新築する場合	一戸建ての住宅（人の	住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等	15,000円	_____長 期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の					長期優良住宅	住宅を新築する場合	一戸建ての住宅（人の	住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等	15,000円	1申請につき1件とする。なお、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の				

現行					改正案				
宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条	居住の用途に供する部分有しなものである。以下この及び次の部に	に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する評価書をいう。以下この及び次の部において同じ。）又は確認書（住宅の品質確保等に関する法律第6条第3項に規定する確認書をいう。以下この及び次の部に		規定による申出の場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の <u>通知の手数料を左欄の額に加算</u> _____する。	宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条	居住の用途に供する部分有しなものである。以下この及び次の部に	に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する評価書をいう。以下この及び次の部において同じ。）又は確認書（住宅の品質確保等に関する法律第6条第3項に規定する確認書をいう。以下この及び次の部に		規定による申出の場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の <u>通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、</u> <u>手数料を納付するものとする。</u>

現行					改正案							
第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計			において同じ。)を添付する場合		第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計			において同じ。)を添付する場合				
			住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	51,000円				住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	51,000円			
			一戸建ての住宅以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合				一棟当たりの申請に係る戸数(以下この部及び次の部において「申請戸数」という。)が1戸のもの	15,000円	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請に係る戸数(以下この部及び次の部において「申請戸数」という。)が1戸のもの	15,000円
								一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	26,000円		一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	26,000円
								一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	41,000円		一棟当たりの申請戸数が6戸以上____のもの	41,000円
	一棟当たりの申請戸数が11戸以上のもの				(削除)							

現行					改正案				
画等に 係る 認定の 申請				67,000円					
			住宅性能 評価書又は 確認書 を添付し ない場合	一棟当たりの申請 戸数が1戸のもの 51,000円				住宅性能 評価書又は 確認書 を添付し ない場合	一棟当たりの申請 戸数が1戸のもの 51,000円
				一棟当たりの申請 戸数が2戸以上5 戸以下のもの 115,000円					一棟当たりの申請 戸数が2戸以上5 戸以下のもの 115,000円
				一棟当たりの申請 戸数が6戸以上10 戸以下のもの 183,000円					一棟当たりの申請 戸数が6戸以上__ ____のもの 183,000円
				一棟当たりの申請 戸数が11戸以上の もの 359,000円					(削除)
住宅を新 築する場 合以外 の場合	一戸建 の住宅	住宅性能 評価書又は 確認書を 添付する 場合	22,000円				住宅性能 評価書又は 確認書を 添付する 場合	22,000円	
		住宅性能 評価書又は 確認書を 添付し ない場合	75,000円				住宅性能 評価書又は 確認書を 添付し ない場合	75,000円	

現行					改正案				
	一戸建ての住宅以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	22,000円	一戸建ての住宅以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	22,000円	(削除)
			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円	
			一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	60,000円			一棟当たりの申請戸数が6戸以上_____ _____のもの	60,000円	
			一棟当たりの申請戸数が11戸以上のもの	99,000円					
		住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	75,000円		住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	75,000円	
			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	172,000円			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	172,000円	
一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	273,000円		一棟当たりの申請戸数が6戸以上_____ _____のもの	273,000円					

現行					改正案						
				一棟当たりの申請戸数が11戸以上のもの 538,000円					(削除)		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の	住宅を新築する場合	一戸建ての住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	12,000円		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の	住宅を新築する場合	一戸建ての住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	12,000円	<u>1申請につき1件とする。</u>
			住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	30,000円					住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	30,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの 12,000円		一戸建ての住宅以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの 12,000円				
			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 20,000円				一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 20,000円				
			一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 33,000円						一棟当たりの申請戸数が6戸以上____のもの 33,000円		
			一棟当たりの申請						(削除)		

現行					改正案									
規定に基づく長期優良住宅建築等計画等変更に係る認定の				戸数が11戸以上のもの	51,000円	規定に基づく長期優良住宅建築等計画等変更に係る認定の								
				住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの						30,000円	住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	30,000円
					一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの						65,000円		一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	65,000円
					一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの						104,000円		一棟当たりの申請戸数が6戸以上____のもの	104,000円
					一棟当たりの申請戸数が11戸以上のもの						197,000円		(削除)	
				住宅を新築する場合以外の場合	一戸建ての住宅						住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	17,000円	住宅を新築する場合以外の場合	一戸建ての住宅
住宅性能評価書又は確認書	44,000円	住宅性能評価書又は確認書	44,000円											

現行					改正案				
申請	一戸建ての住宅以外の住宅	を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	17,000円	申請	一戸建ての住宅以外の住宅	を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	17,000円
			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	29,000円				一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	29,000円
			一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	48,000円				一棟当たりの申請戸数が6戸以上____のもの	48,000円
			一棟当たりの申請戸数が11戸以上のもの	75,000円				(削除)	
		住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	44,000円			住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	44,000円
			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	97,000円				一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	97,000円
			一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの					一棟当たりの申請戸数が6戸以上____のもの	
			一棟当たりの申請戸数が11戸以上のもの					(削除)	

現行					改正案				
			戸以下のもの 155,000円				のもの 155,000円		
			一棟当たりの申請 戸数が11戸以上の もの 295,000円				(削除)		
都市 の 低 炭 素 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 24 年	一戸建ての 住宅(人の 居住の用以 外の用途に 供する部分 を有しない ものに限 る。以下こ の部から次 の部 において 同じ。)	適合証明 (市長が 定める機 関が交付 した都市 の低炭素 化の促進 に関する 法律第54 条第1項 第1号に 掲げる基 準に適合 することを 証する書 面。以下 この部 において 同じ。) を添付す る場合	5,000円	_____ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の手数料を左欄の額に加算 _____ する。	都市 の 低 炭 素 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 24 年	一戸建ての 住宅(人の 居住の用以 外の用途に 供する部分 を有しない ものに限 る。以下こ の部から次 の部のま でにおいて 同じ。)	適合証明 (市長が 定める機 関が交付 した都市 の低炭素 化の促進 に関する 法律第54 条第1項 第1号に 掲げる基 準に適合 することを 証する書 面。以下 この部 において 同じ。) を添付す る場合	5,000円	1申請につき1件とする。なお、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の項の 手数料を左欄の金額に加算し、手数料を納付するものとする。

現行				改正案						
法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築		適合証明を添付しない場合	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの(以下この部及び次の部 において単に「市長が定める基準」という。)による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円							
	<u>共同住宅等</u> (<u>共同住宅、長屋</u> <u>その他の</u>	住戸部分(人の居住に供する部分(適合証明を添付する場合	申請に係る戸数(以下この部及び次の部において「申請戸数」という。)が1戸のもの 5,000円	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	<u>一戸建ての住宅以外の住宅</u>	住戸部分(人の居住に供する部分(適合証明を添付する場合	申請に係る戸数(以下この部及び次の部において「申請戸数」という。)が1戸のもの 5,000円	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの

現行				改正案						
等 計 画 に 係 る 認 定 の 申 請	一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅 を い う 。 次 の 部 に お い て 同 じ 。)	共 用 廊 下 、 共 用 階 段 そ の 他 の 市 長 が 共 用 部 分 と 認 め る も の （ 以 下 こ の 部 及 び 次 の 部 に お い て 「 共 用 部 分 」	10,000円	適 合 証 明 を 添 付 し な い 場 合	申 請 戸 数 が 1 戸 の も の 市 長 が 定 め る 基 準 に よ る 審 査 に あ っ て は 18,000円、 そ の 他 の 基 準 に よ る 審 査 に あ っ て は 37,000円	申 請 戸 数 が 2 戸 以 上 5 戸 以 下 の も の 市 長 が 定 め る 基 準 に よ る 審 査 に あ っ て は 35,000円、 そ の 他 の 基 準 に よ る 審 査 に あ っ て は 75,000円	申 請 戸 数 が 6 戸 以 上 10戸以下のもの 市 長 が 定 め る 基 準			
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの					17,000円	申請戸数が11戸以上のもの	29,000円
			10,000円					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円	(削除)
			10,000円					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円
					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円					
					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準					
					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準					

現行				改正案			
	いう。)を除く。)をいう。 以下 <u>この部及び次の部</u> に おいて同じ。)		による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円 申請戸数が11戸以上のもの <u>市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円</u>		いう。)を除く。)をいう。 以下 <u>この部から次の部まで</u> に おいて同じ。)		による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円 (削除)
	共用部分	適合証明を添付する場合	10,000円		共用部分	適合証明を添付する場合	10,000円
		適合証明を添付しない場合	118,000円			適合証明を添付しない場合	118,000円
	非住宅部分(適合証明を添付する場合	<u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u>		住戸部分及び	適合証明を添付する場合	

現行				改正案			
	住戸部分及び共用部分以外	適合証明を添付しない場合	10,000円	共用部分以外	適合証明を添付しない場合	10,000円	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの			(削除)	
			17,000円				
	。次の部分において同じ。)	適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあっては94,000円、その他の基準による審査にあっては246,000円		
			市長が定める基準による審査にあっては94,000円、その他の基準による審査にあっては246,000円				
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの			(削除)	
その他の建築物	適合証明を添付する場合	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	適合証明を添付する場合	市長が定める基準による審査にあっては120,000円、その他の基準による審査にあっては309,000円		
			10,000円			10,000円	

現行					改正案				
			<u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> 17,000円				(削除)		
		適合証明を添付しない場合	<u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u> 市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円			適合証明を添付しない場合	_____ _____ _____ 市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円		
			<u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円</u>				(削除)		
都市の低炭	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した都市	3,000円	_____都	都市の低炭	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した都市	3,000円	1申請につき1件とする。なお、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項におい

現行					改正案				
素 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 第 55 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 低 炭 素	共同	住戸	の低炭素 化の促進 に関する 法律第55 条第2項 において 準用する 同法第54 条第1項 第1号に 掲げる基 準に適合 すること を証する 書面。以 下この部 において 同じ。)を 添付する 場合	て準用する同法第 54条第2項の規定 により申し出る場 合は、建築基準法 第6条第1項の規 定に基づく建築物 の建築等に関する 確認の申請又は同 法第18条第2項の 規定に基づく建築 物の建築等に関する 計画の <u>通知の手 数料を左欄の額に 加算</u>	素 化 の 促 進 に 関 す る 法 律 第 55 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 低 炭 素	共同	住戸	の低炭素 化の促進 に関する 法律第55 条第2項 において 準用する 同法第54 条第1項 第1号に 掲げる基 準に適合 すること を証する 書面。以 下この部 において 同じ。)を 添付す る場合	て準用する同法第 54条第2項の規定 により申し出る場 合は、建築基準法 第6条第1項の規 定に基づく建築物 の建築等に関する 確認の申請又は同 法第18条第2項の 規定に基づく建築 物の建築等に関する 計画の <u>通知の項 の手数料を左欄の 金額に加算し、手 数料を納付するも のする。</u>
			適合証明 を添付し ない場合	市長が定める基準 による審査にあっ ては9,000円、その 他の基準による審 査にあっては 19,000円				適合証明 を添付し ない場合	市長が定める基準 による審査にあっ ては9,000円、その 他の基準による審 査にあっては 19,000円
			適合証明	申請戸数が1戸の				適合証明	申請戸数が1戸の

現行					改正案						
建築物新築等計画変更に係る認定の申請	住宅等	部分	を添付する場合	もの	3,000円	建築物新築等計画変更に係る認定の申請	建ての住宅以外の住宅	部分	を添付する場合	もの	3,000円
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円					申請戸数が6戸以上_____のもの	10,000円
				申請戸数が11戸以上のもの	17,000円					(削除)	
	適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円					
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては					

現行				改正案			
			38,000円				38,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準 による審査にあつては27,000円、 その他の基準による 審査にあつては 55,000円				申請戸数が6戸以上_____のもの 市長が定める基準 による審査にあつては27,000円、 その他の基準による 審査にあつては 55,000円
			申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準 による審査にあつては40,000円、 その他の基準による 審査にあつては 78,000円				(削除)
	共用部分	適合証明を添付する場合	6,000円		共用部分	適合証明を添付する場合	6,000円
		適合証明を添付しない場合	60,000円			適合証明を添付しない場合	60,000円
	非住宅部分	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 6,000円		住戸部分及び共用	適合証明を添付する場合	_____

							6,000円

現行				改正案			
			<u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> 10,000円				(削除)
		適合証明を添付しない場合	<u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u> 市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円		部分以外の部分	適合証明を添付しない場合	_____ _____ _____ 市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円
			<u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> 市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円				(削除)
	その他の建築物	適合証明を添付する場合	<u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u> 6,000円 <u>床面積の合計が300</u>		その他の建築物	適合証明を添付する場合	_____ _____ _____ 6,000円 (削除)

現行				改正案				
			<u>平方メートルを超えるもの</u> <u>10,000円</u>					
	適合証明を添付しない場合	<u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u> 市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円			適合証明を添付しない場合	_____ _____ _____ 市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円		
		<u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円</u>				(削除)		
(追加)				都市の低炭	一戸建ての住宅	<u>適合証明</u> <u>(市長が定める機関が交付した都市</u>	<u>1,000円</u>	<u>1申請につき1件とする。</u>

現行	改正案				
	86号) 第46条の2の規定に基づく軽微な変更 ^に 該当している	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	適合証明を添付する場合	<u>円</u> <u>証明に係る戸数</u> <u>(以下この部において「証明戸数」という。)</u> が1戸のもの <u>1,000円</u>
				適合証明を添付しない場合	<u>証明戸数が2戸以上5戸以下のもの</u> <u>3,000円</u> <u>証明戸数が6戸以上のもの</u> <u>5,000円</u>
					<u>証明戸数が1戸のもの</u> <u>市長が定める基準による審査にあつては4,000円、その他の基準による審査にあつては9,000円</u>
					<u>証明戸数が2戸以上5戸以下のもの</u> <u>市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その</u>

現行	改正案			
	<u>こ</u> <u>と</u> <u>を</u> <u>証</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>書</u> <u>面</u> <u>の</u> <u>交</u> <u>付</u>			<u>他の基準による審査にあつては</u> <u>19,000円</u> <u>証明戸数が6戸以上のも</u> <u>市長が定める基準</u> <u>による審査にあつては</u> <u>13,000円、その他の基準による</u> <u>審査にあつては</u> <u>27,000円</u>
		<u>共</u> <u>用</u> <u>部</u> <u>分</u>	<u>適</u> <u>合</u> <u>証</u> <u>明</u> <u>を</u> <u>添</u> <u>付</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>場</u> <u>合</u>	<u>3,000円</u>
			<u>適</u> <u>合</u> <u>証</u> <u>明</u> <u>を</u> <u>添</u> <u>付</u> <u>し</u> <u>な</u> <u>い</u> <u>場</u> <u>合</u>	<u>30,000円</u>
		<u>住</u> <u>戸</u> <u>部</u> <u>分</u> <u>及</u> <u>び</u>	<u>適</u> <u>合</u> <u>証</u> <u>明</u> <u>を</u> <u>添</u> <u>付</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>場</u> <u>合</u>	<u>3,000円</u>
		<u>共</u> <u>用</u> <u>部</u> <u>分</u> <u>以</u> <u>外</u> <u>の</u> <u>部</u> <u>分</u>	<u>適</u> <u>合</u> <u>証</u> <u>明</u> <u>を</u> <u>添</u> <u>付</u> <u>し</u> <u>な</u> <u>い</u> <u>場</u> <u>合</u>	<u>市長が定める基準</u> <u>による審査にあつては</u> <u>24,000円、その他の基準による</u> <u>審査にあつては</u> <u>62,000円</u>

現行				改正案			
					その他の建築物	適合証明を添付する場合 3,000円 適合証明を添付しない場合 市長が定める基準による審査にあつては24,000円、その他の基準による審査にあつては62,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 10,000円 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 17,000円		建築物のエネルギー消費性能の向上等に	一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の建築物エネルギー消費性能向上計	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合 5,000円 その他の場合	1申請又は1通知につき1件とする。
	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物）の非住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令）	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 94,000円 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 120,000円		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性		

現行			改正案				
関 する 法 律 第 12 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消	部分であつて、工場等（工場、倉庫その他のエネルギーの使用状況がこれらに類するものをいう。以下この部及び次の部において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	第1号。 以下この次の部から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の軽微変更該当証明書の交付申請の部までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準	関 する 法 律 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消	画に係る規定に基づく軽微な変更	に該当していることを証する書面の交付の部までにおいて同じ。）	能誘導基準のうち、市長が別に定めるもの（以下この部、次の部及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る規定に基づく軽微な変更	に該当していることを証する書面の交付の部において単に「市長が定める基準」という。）による判定にあっては18,000円、その他の基準による判定にあっては37,000円
		一戸建ての住宅以外の住戸部分（人の居住の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記					

現行				改正案			
費性能適合性判定の申請又は同法第13条第2項に基づく適合		による審査		住宅用に供する部分（共用廊下、共用階段その他市長が共用部分と認めるもの（以下この部から建築物のエネルギー消費性	載された他の建築物の場合	の	5,000円
		その他に規定する基準による審査	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 246,000円			判定戸数が2戸以上5戸以下のもの 10,000円	
	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 309,000円	の市長が共用部分と認めるもの（以下この部から建築物のエネルギー消費性	その他の場合	判定戸数が6戸以上のもの 17,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以下のもの 20,000円			判定戸数が1戸のもの 市長が定める基準による判定にあつては18,000円、その他の基準による判定にあつては37,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 28,000円			判定戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による判定にあつては35,000円、その他の基準による判定にあつては75,000円		
					判定戸数が6戸以上のもの		

現行				改正案				
性 判 定 の 通 知				性 判 定 の 通 知	能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 第 28 条 の 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 に 係 る 規 定 に 基 づ く 軽 微 な 更 に 該 当 し て		市 長 が 定 め る 基 準 に よ る 判 定 に あ っ て は 51,000 円 、 そ の 他 の 基 準 に よ る 判 定 に あ っ て は 106,000 円	

現行				改正案				
					いる こと を証 する 書面 の交 付の 部ま でに おい て「 共用 部分 」と いう 。） を除 く。 ）を いう 。以 下こ の部 から 建築 物の エネ			

現行				改正案				
					ル ギ 一 消 費 性 能 の 向 上 等 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 第 28 条 の 建 築 物 エ ネ ル ギ 一 消 費 性 能 向 上 計 画 に 係 る 規 定 に 基 づ く 軽 微 な 変			

現行				改正案			
					更に該当していることを証する書面の交付の部までにおいて同じ。)		
				共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号	10,000円	

現行				改正案			
					能 向 上 計 画 に 係 る 規 定 に 基 づ く 軽 微 な 変 更 に 該 当 して いる こと を 証 す る 書 面 の 交 付 の 部 ま で に おい て「 基 準 省 令 」と いう		

現行				改正案				
) 第 4 条 第 3 項 第 1 号 若 し く は 第 13 条 第 3 項 第 1 号 の 規 定 を 適 用 す る 建 築 物 又 は 基 準 省 令 第 4 条 第 3 項 第 2 号 若 し く は			

現行				改正案			
					第 13 条 第 3 項 第 2 号 の 規 定 を 適 用 す る 建 築 物 で あ っ て 、 判 定 に 係 る 部 分 が 共 用 部 分 の み の も の に 係 る も の に 限 る 。) 住 戸	認定建築	10,000円

現行				改正案				
						部 分 及 び 共 用 部 分 以 外 の 部 分	物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 に 記 載 さ れ た 他 の 建 築 物 の 場 合 其 の 他 の 場 合	市 長 が 定 め る 基 準 に よ る 判 定 に あ っ て は 94,000 円、そ の 他 の 基 準 に よ る 判 定 に あ っ て は 246,000 円

現行				改正案				
						<u>の部</u> <u>から</u> <u>建</u> <u>築</u> <u>物</u> <u>の</u> <u>エ</u> <u>ネ</u> <u>ル</u> <u>ギ</u> <u>一</u> <u>消</u> <u>費</u> <u>性</u> <u>能</u> <u>の</u> <u>向</u> <u>上</u> <u>等</u> <u>に</u> <u>関</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>法</u> <u>律</u> <u>施</u> <u>行</u> <u>規</u> <u>則</u> <u>第</u> <u>28</u> <u>条</u> <u>の</u> <u>建</u> <u>築</u> <u>物</u> <u>エ</u> <u>ネ</u> <u>ル</u> <u>ギ</u> <u>一</u> <u>消</u> <u>費</u> <u>性</u> <u>能</u> <u>向</u> <u>上</u> <u>計</u> <u>画</u> <u>に</u> <u>係</u> <u>る</u>		

現行				改正案			
						規定 に基 づく 軽微 な変 更に 該当 して いる こと を証 する 書面 の交 付の 部ま でに おい て同 じ。)の 用途 に供 する 部分 を除 いた	

現行				改正案			
						部分 工場 等の 用途 に供 する 部分	20,000円
				その他の建 築物	認定建築 物エネルギー消費 性能向上 計画に記載された 他の建築物の場合		10,000円
				その 他の 場合	工場 等の 用途 に供 する 部分 を除 いた 部分	市長が定める基準 による判定にあっ ては94,000円、そ の他の基準による 判定にあっては	246,000円
					工場 等の		20,000円

現行				改正案					
						用途に供する部分			
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分		床面積の合計が300平方メートル以下のもの 6,000円	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	一戸建ての住宅		認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合 3,000円	1申請又は1通知につき1件とする。	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 10,000円				その他の場合 市長が定める基準による判定にあつては9,000円、その他の基準による判定にあつては19,000円		
	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分で	省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 48,000円		一戸建ての住宅以外の住宅		認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合		判定戸数が1戸のもの 3,000円
	あって、工場等の用途に供する部分	その他の基準による審査の場合	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 61,000円						判定戸数が2戸以上5戸以下のもの 6,000円
			124,000円				判定戸数が6戸以上のもの		

現行				改正案				
第12条第2項に基づく計画変更に関わる建築物エネルギー消	分を除いた部分		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 156,000円	第11条第2項に基づく計画変更に関わる建築物エネルギー消			10,000円	
	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分		床面積の合計が300平方メートル以下のもの 11,000円		その他の場合			判定戸数が1戸のもの 市長が定める基準による判定にあつては9,000円、その他の基準による判定にあつては19,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 16,000円					判定戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による判定にあつては18,000円、その他の基準による判定にあつては38,000円
							判定戸数が6戸以上のもの 市長が定める基準による判定にあつては27,000円、その他の基準による判定にあつては55,000円	

現行				改正案				
費性能適合性判定の申請又は第13条第3項に基づく計画変更				費性能適合性判定の申請又は第12条第3項に基づく計画変更	共用部分（基準省令第4条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する建築物であつて、判定に係る部分が共用部分のものの場合	6,000円	
					第4条第3項	その他の場合（基準省令第	60,000円	

現行				改正案				
に 関 わ る 適 合 性 判 定 の 通 知				に 関 わ る 適 合 性 判 定 の 通 知	第 2 号若しくは第 13 条第 3 項第 2 号の規定を適用する建築物であつて、判定に係る部分が共用部分のみのものであるもの	4 条第 3 項第 1 号又は第 13 条第 3 項第 1 号の規定を適用する建築物の場合に限る。 。)		

現行				改正案			
					に限る。)		
					住戸部分及び共用部分以外の部分	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	6,000円
					その他の場合	工場等の用途に供する部分を除いた部分	市長が定める基準による判定にあつては48,000円、その他の基準による判定にあつては124,000円
						工場等の用途に供する部分	11,000円
					その他の建築物	認定建築物エネルギー	6,000円

現行				改正案				
						ギー消費 性能向上 計画に記 載された 他の建築 物の場合		
						その工場 他等の 場合用途 に供 する 部分 を除 いた 部分	市長が定める基準 による判定にあっ ては48,000円、そ の他の基準による 判定にあつては <u>124,000円</u>	
						工場 等 の 用途 に 供 する 部分	<u>11,000円</u>	
建 築 物 の エ ネ	一戸建ての 住宅(人の 居住の用以 外の用途に 供する部分 を有しない	適合証明 (市長が 定める機 関が交付 した建築 物のエネ	5,000円			適合証明 (市長が 定める機 関が交付 した建築 物のエネ	5,000円	<u>1申請につき1件 とする。ただし、 次に該当するもの は、当該規定によ り手数料を納付す るものとする。</u>

現行				改正案			
ルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に	ものに限る。以下この部、次の部及び次の部において同じ。)	ルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の <u>通知の手数料</u> を左欄の額に加算	ルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に		ルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部、次の部及び次
		適合証明を添付しない場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部及び次の部			適合証明を添付しない場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部、次の部及び次
			1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の <u>通知の手数料</u> を左欄の額に加算				1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の <u>通知の項の手数料</u> を左欄の金額に加算し、納付するものとする。
			2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における				2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における

現行				改正案												
基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 に 係 る 認 定 の 申 請			_____にお いて単に「市長が 定める基準」とい う。)による審査 にあつては18,000 円、その他の基準 による審査にあつ ては37,000円	手数料の額は、 申請に係るそれ ぞれの建築物の 左欄に掲げる <u>金 額を合算した額</u> _____とする。	基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 に 係 る 認 定 の 申 請			<u>の次の次の部</u> にお いて単に「市長が 定める基準」とい う。)による審査 にあつては18,000 円、その他の基準 による審査にあつ ては37,000円	手数料の額は、 申請に係るそれ ぞれの建築物の 左欄に掲げる <u>金 額を合算した金 額とし、納付す るもの</u> とする。							
	<u>共同</u> <u>住宅</u> <u>等</u> (<u>共</u> <u>同住</u> <u>宅</u> 、 <u>長屋</u> <u>その</u> <u>他の</u> <u>一戸</u> <u>建て</u> <u>の住</u> <u>宅以</u> <u>外の</u> <u>住宅</u> <u>をい</u> <u>う。</u> <u>次の</u> <u>部及</u>	<u>住 戸</u> <u>部 分</u> (<u>人</u> <u>の居</u> <u>住の</u> <u>用に</u> <u>供す</u> <u>る部</u> <u>分</u> (<u>共用</u> <u>廊下</u> <u>、共</u> <u>用階</u> <u>段そ</u> <u>の他</u> <u>の市</u> <u>長が</u> <u>共用</u> <u>部分</u>	適合証明 を添付す る場合	申請に係る戸数 (以下 <u>この部、次 の部及び次の次の 部</u> において「申請 戸数」という。) が1戸のもの 5,000円		申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの 10,000円	申請戸数が6戸以 上10戸以下のもの 17,000円	申請戸数が11戸以 上のもの 29,000円	申請戸数が1戸の もの	申請に係る戸数 (以下 <u>この部及び 次の部</u> _____において「申請 戸数」という。) が1戸のもの 5,000円	申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの 10,000円	申請戸数が6戸以 上_____のもの 17,000円	(削除)	適合証明 を添付し る場合	申請戸数が1戸の もの	

現行				改正案			
<u>び次の部分において同じ。</u> <u>と認めるもの（以下この部、次の部及び次の部において「共用部分」という。）を除く。）をいう。</u> <u>以下この部、次</u>	ない場合	市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円		ない場合	市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円		
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円		
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円			申請戸数が6戸以上_____のもの 市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円		
		申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては75,000円、そ			(削除)		

現行				改正案			
		じ。)	市長が定める基準 による審査にあっ ては120,000円、そ の他の基準による 審査にあっては 309,000円				
その他の建 築物	適合証明 を添付す る場合		床面積の合計が300 平方メートル以下 のもの 10,000円	その他の建 築物	適合証明 を添付す る場合		10,000円
			床面積の合計が300 平方メートルを超 えるもの 17,000円			(削除)	
	適合証明 を添付し ない場合		床面積の合計が300 平方メートル以下 のもの 市長が定める基準 による審査にあっ ては94,000円、そ の他の基準による 審査にあっては 246,000円	適合証明 を添付し ない場合		市長が定める基準 による審査にあっ ては94,000円、そ の他の基準による 審査にあっては 246,000円	
			床面積の合計が300 平方メートルを超 えるもの 市長が定める基準		(削除)		

現行					改正案				
			による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円						
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下	3,000円	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建</p>	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下	3,000円	<p>1申請につき1件とする。ただし、次に該当するものは、当該規定により手数料を納付するものとする。</p> <p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建</p>

現行				改正案					
律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能	共同住宅等	住戸部分	この部において同じ。)を添付する場合		建築物の建築等に関する計画の通知の手数料を左欄の額に加算する。 2 変更(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において「計画」という。)に係る建築物に関し同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。)に係る建築物が2以上ある場合における	この部において同じ。)を添付する場合		建築物の建築等に関する計画の通知の項の手数料を左欄の金額に加算し、納付するものとする。 2 変更(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この部において「計画」という。)に係る建築物に関し同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。)に係る建築物が2以上ある場合における	
			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円			適合証明を添付しない場合		市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円
			適合証明を添付する場合	申請戸数が1戸のもの 3,000円			適合証明を添付する場合		申請戸数が1戸のもの 3,000円
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 6,000円					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 6,000円
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 10,000円					申請戸数が6戸以上10,000円
	申請戸数が11戸以上のもの 17,000円		(削除)						
		適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準			適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準		

現行				改正案				
向上計画変更に係る認定の申請			による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の左欄に掲げる金額を合算した額 _____とする。 3 計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前項の規定を適用して算定する。			による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の左欄に掲げる金額を合算した額とし、納付するものとする。 3 計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前の部の規定を適用して算定する。
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては38,000円				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては38,000円	
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの市長が定める基準による審査にあつては27,000円、その他の基準による審査にあつては55,000円				申請戸数が6戸以上_____のもの市長が定める基準による審査にあつては27,000円、その他の基準による審査にあつては55,000円	
			申請戸数が11戸以上のもの市長が定める基準による審査にあつては40,000円、その他の基準による				(削除)	

現行				改正案				
	非住宅部分	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 6,000円	住戸部分及び共用部分以外の部分	適合証明を添付する場合	_____		
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 10,000円			(削除)		
		適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円		適合証明を添付しない場合	_____		市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円			(削除)		
その他の建	適合証明	床面積の合計が300	その他の建	適合証明	_____			

現行				改正案			
建築物	を添付する 場合	平方メートル以下のもの	6,000円	建築物	を添付する 場合	_____	6,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	10,000円			(削除)	
		適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円				(削除)	
建築	一戸建ての住宅	適合証明(市長が	5,000円	(削除)			

現行			改正案
物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項	定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項に規定する基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。		
	適合証明を添付しない場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第	

現行				改正案
の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 に 係 る 認 定 の 申 請			35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円	
	共同 住宅 等	住戸 部分	適合証明を添付する場合	申請戸数が1戸のもの 5,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 10,000円	
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 17,000円	
			申請戸数が11戸以上のもの 29,000円	

現行				改正案
		適合証明を添付しない場合	<p>申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円</p> <p>申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円</p> <p>申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円</p> <p>申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準</p>	

現行				改正案
			による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円	
共用部分	適合証明を添付する場合		10,000円	
	適合証明を添付しない場合		118,000円	
非住宅部分	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,000円	
	適合証明を添付しない場合	省令第1条第1項第1号イに規定す	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	246,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	

現行					改正案				
			る基 準に よる 審査 を行 う場 合	309,000円					
			省令 第1 条第 1項 第1 号ロ に規 定す る基 準に よる 審査 を行 う場 合	床面積の合計が300 平方メートル以下 のもの 94,000円					
			る基 準に よる 審査 を行 う場 合	床面積の合計が300 平方メートルを超 えるもの 120,000円					
	その他の建 築物	適合証明 を添付す る場合		床面積の合計が300 平方メートル以下 のもの 10,000円					
				床面積の合計が300					

現行				改正案			
			平方メートルを超えるもの 17,000円				
	適合証明を添付しない場合	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 246,000円				
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 309,000円				
		省令第1条第1項第1号ロに規定する基	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 94,000円				
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 120,000円				

現行					改正案				
			準による審査を行う場合						
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	特定建築物の非住宅部分であつて、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用状況がこれらに類するものという。以下この部において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査	床面積の合計が300平方メートル以下のもの		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	一戸建ての住宅	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	1,000円	1申請につき1件とする。
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの					その他の場合	
			床面積の合計が300平方メートル以下のもの			一戸建ての住宅以外の住宅	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築		
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの			1,000円				判定戸数が2戸以	
	特定建築物の工場等の用途に供する部分		床面積の合計が300平方メートル以下のもの						

現行			改正案					
法律 施行 規則 (<u>平成</u> <u>28</u> <u>年</u> <u>国</u> <u>土</u> <u>交</u> <u>通</u> <u>省</u> <u>令</u> <u>第</u> <u>5</u> <u>号</u>) <u>第</u> <u>11</u> <u>条</u> <u>の</u> <u>軽</u> <u>微</u>		5,000円				物の場合	上5戸以下のもの	
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	8,000円					3,000円	判定戸数が6戸以上のもの
						その他の場合	判定戸数が1戸のもの	
							市長が定める基準による判定にあつては4,000円、その他の基準による判定にあつては9,000円	
							判定戸数が2戸以上5戸以下のもの	
							市長が定める基準による判定にあつては9,000円、その他の基準による判定にあつては19,000円	
							判定戸数が6戸以上のもの	
							市長が定める基準による判定にあつては13,000円、その他の基準による	

現行				改正案			
					に係 るも のに 限る 。)		
				住戸 部分 及び 共用 部分 以外 の部 分	認定建築 物エネル ギー消費 性能向上 計画に記 載された 他の建築 物の場合	3,000円	
				その 他の 場合	工場 等の 用途 に供 する 部分 を除 いた 部分	市長が定める基準 による判定にあっ ては24,000円、そ の他の基準による 判定にあつては 62,000円	
					工場 等の 用途 に供	5,000円	

現行				改正案				
					する部分			
				その他の建築物	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合	3,000円		
				その他の場合	工場等の用途に供する部分を除いた部分	市長が定める基準による判定にあつては24,000円、その他の基準による判定にあつては62,000円		
					工場等の用途に供する部分	5,000円		
(追加)				建築	一戸建ての住宅	適合証明(市長が	1,000円	1申請につき1件とする。

現行	改正案		
	<u>物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28</u>		<u>定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合</u>

現行	改正案				
	条 の 建 築 物 エ ネ ル ギ 二 消 費 性 能 向 上 計 画 に 係 る 規 定 に 基 づ く		<u>適合証明を添付しない場合</u>	市長が定める基準による審査にあつては4,000円、その他の基準による審査にあつては9,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	<u>適合証明を添付する場合</u>	証明に係る戸数（以下この部において「証明戸数」という。）が1戸のもの 1,000円 証明戸数が2戸以上5戸以下のもの 3,000円 証明戸数が6戸以上のもの 5,000円
				<u>適合証明を添付しない場合</u>	証明戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては4,000円、その他の基準による審査にあつては9,000円 証明戸数が2戸以

現行	改正案			
	軽微な変更 に該当している ことを証する 書面の交付			<u>上5戸以下のもの</u> <u>市長が定める基準</u> <u>による審査にあつ</u> <u>ては9,000円、その</u> <u>他の基準による審</u> <u>査にあつては</u> <u>19,000円</u>
				<u>証明戸数が6戸以</u> <u>上のもの</u> <u>市長が定める基準</u> <u>による審査にあつ</u> <u>ては13,000円、そ</u> <u>他の基準による</u> <u>審査にあつては</u> <u>27,000円</u>
		<u>共用部分</u> <u>(基準省</u> <u>令第4条</u> <u>第3項</u> <u>第1号</u> <u>又は</u> <u>第13条</u> <u>第</u>	<u>適合証明</u> <u>を添付す</u> <u>る場合</u>	<u>3,000円</u>
	<u>適合証明</u> <u>を添付し</u> <u>ない場合</u>	<u>30,000円</u>		

現行	改正案			
		3 項 第 1 号 の 規 定 を 適 用 す る 建 築 物 に 係 る も の に 限 る 。)		
		住 戸 部 分 及 び	適 合 証 明 を 添 付 す る 場 合	3,000円
		共 用 部 分 以 外 の 部 分	適 合 証 明 を 添 付 し な い 場 合	市 長 が 定 め る 基 準 に よ る 審 査 に あ っ て は 24,000 円、そ の 他 の 基 準 に よ る 審 査 に あ っ て は 62,000 円
		そ の 他 の 建 築 物	適 合 証 明 を 添 付 す る 場 合	3,000円
			適 合 証 明 を 添 付 し	市 長 が 定 め る 基 準 に よ る 審 査 に あ っ

現行			改正案		
				<u>ない場合</u>	<u>ては24,000円、その他の基準による審査にあつては62,000円</u>
市営住宅に関する証明	300円	1通につき1件とする。	市営住宅に関する証明	300円	1通につき1件とする。
略			略		

磐田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(建築物省エネ法等改正に伴う手数料等の改正)

1 法改正の概要

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギー消費量の約3割を占める住宅・建築物分野の取り組みが必要不可欠になります。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）及び建築基準法が令和4年6月に改正され、3年以内に4段階に分けて施行されます。
- 省エネ基準適合義務の対象拡大により、原則、全ての住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付ける改正等が行われます。

<現行制度からの変更点>

	現行制度		2025年 4月以降	改正（2025年4月以降）	
	非住宅	住宅		非住宅	住宅
大規模（2000㎡以上）	適合義務	届出義務	→	適合義務	適合義務
中規模（300㎡以上）	適合義務	届出義務		適合義務	適合義務
小規模（300㎡未満）	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務
R5 市内対象件数 （新築・増築等）	41 件		→	88 件	625 件
				計 713 件	

- 木造建築物の建築確認手続き等の改正により、建築確認審査の対象規模や、仕様規定（壁量計算等）で構造安全性を確認できる木造建築物の規模が変更されます。
- これらの変更により、小規模な建築物（木造2階以下の住宅等）の審査権限がある市（限定特定行政庁）の業務範囲も改正されます。
なお、その他の建築物の審査権限は、県（特定行政庁）になります。

2 手数料の改正

- 今回（4段階目）の改正は令和7年4月に施行予定であり、法改正に伴い必要となる各種申請手数料の設定や所要の改正を行います。（【別表1】参照）
- 手数料額は、県（特定行政庁）と同額で設定しています。

3 影響

- 省エネ基準適合義務化の対象が、全ての住宅・非住宅となるため、省エネ性能の底上げが図られます。
- 省エネ性能適合性判定や建築確認申請の殆どは、民間審査機関への申請であるが、法改正による件数増加により、市や県への申請増も想定されます。

4 スケジュール

- ① 令和7年1月 例規審査委員会の審査
- ② 令和7年2月 磐田市手数料条例の一部改正を、2月議会に提出
- ③ 令和7年3月 広報いわた3月号で、法改正について周知
- ④ 令和7年4月1日 改正法施行に合わせ、改正後の手数料条例を施行（予定）

【別表1】

手数料の種類	主な改正内容
【建築基準法】	
建築確認申請 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ仕様基準加算（住宅）を追加 ・大規模修繕・模様替の場合を追記
建築設備確認申請（昇降機等） ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料を新設
建築完了検査申請 ※1 （「中間検査を受けた場合」を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ完了検査加算に住宅区分を追加 ・大規模修繕・模様替の場合を追記
建築設備完了検査申請（昇降機等） ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料を新設
仮使用認定申請（新2号建築物のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料を新設
【長期優良住宅普及促進法】	
長期優良認定申請 変更 長期優良認定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建以外の住宅11戸以上の区分を削除
【都市低炭素化促進法（エコまち法）】	
低炭素認定申請 変更 低炭素認定申請 （低炭素認定） 軽微変更該当証明書交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建以外の住宅11戸以上の区分を削除 ・床面積300㎡超の区分を削除 ・手数料を新設
【建築物省エネ法】	
省エネ性能適合性判定申請 変更 省エネ性能適合性判定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅区分の追加 ・床面積300㎡超の区分を削除 ・複数棟認定の記載を修正
性能向上計画認定申請 変更 性能向上計画認定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建以外の住宅11戸以上の区分を削除 ・床面積300㎡超の区分を削除
省エネ基準適合認定申請（既存住宅）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止（法改正後、認定制度廃止）
（省エネ性能適合性判定） 軽微変更該当証明書交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅区分の追加 ・床面積300㎡超の区分を削除 ・複数棟認定の記載を修正
（性能向上計画認定） 軽微変更該当証明書交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料を新設
【全般】	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正に伴う項ズレ等の修正

※1 計画通知（国、地方公共団体等の申請）を含む